

# 国母小学校いじめ防止基本方針

令和6年度

甲府市立国母小学校

○はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。いじめられている子供がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている子供にはその行為を許さず、毅然として指導していく必要がある。

いじめを防止するためには、学校・地域社会・家庭その他で子供に関わる全員が、子供のいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、子供自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない風土づくりを進めていかなければならない。

そこで国母小学校では、平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が策定されたことを受け、国・県・市より示されたいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「国母小学校いじめ防止基本方針」を策定するものである。

## 1 いじめ問題に関する基本的な考え方

(1) いじめは決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの学校、どの子供にも起こりうることであり、どの子供も被害者、加害者の双方になり得るものでもある。このことを踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に取り組まなければならない。

(2) いじめが、いじめを受けた子供の心身に重大な被害や心身の危険を生じさせる恐れがあることを踏まえ、全ての子供がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめの心身へ及ぼす影響を理解する必要があると考える。

(3) いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に進めていくべきものであり、学校全体でいじめ防止と早期発見に努めると共に、いじめ発生が疑われる場合は適切且つ迅速にこれに対処し、更に再発防止に取り組むものとする。

(4) 教育活動全体を通じて、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成等のための日々の取り組みを重ね、「いじめを生まない学校づくり」を目指すものとする。

## 2 いじめの定義

いじめとは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とする（いじめ防止対策推進法第1章第2条による）。

(注1)「一定の人間関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注2)「影響」には、インターネットを通じて行われるものを含む。

(注3)けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### 3 いじめ防止対策の組織

いじめ問題の組織的な取組を推進するために、いじめ対策委員会を設置する。いじめ対策委員会はいじめを未然に防ぐ対策を講じたり、いじめが起きてしまった場合の調査や対応をしたりする。

#### (1) 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、(学年主任、該当児童の担任教諭、児童会主任

※( )内は議事内容により必要に応じて参加する。

#### (2) いじめ防止への取組

いじめ対策委員会は次の取組を行うものとする。

- ①教職員、児童、保護者、地域等に対する学習・研修の機会、情報提供等。
- ②いじめを未然に防止するための活動計画の立案。
- ③いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の判断と対応策の検討。
- ④取組状況の評価、改善。

#### (3) いじめ発生時の対応(追加)

- ①重大事態につながるいじめが発生した場合、もしくはいじめが長期化、解決の困難が予想される場合、いじめ対策委員会が招集される。
- ②校長のリーダーシップの元、いじめに対応する手順や役割の明確化、速やかな市教育委員会への連絡や情報交換を行う。また状況によっては支援チームの派遣を要請する。
- ③重大事態が発生した場合は、「甲府市いじめ防止基本方針」に沿って、速やかに対処する。

#### 4 未然防止の取組

いじめが発生してから対応するのではなく、いじめを生まない学校風土・学級風土の醸成がより優先する。その為に、一部の児童を想定した取組ではなく、全員を対象とした取組が合理的かつ効果的であると考え。

- (1) 学校・学級を、児童が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる「居場所づくり」とする取り組みを行う。
  - わかる授業づくりを進め、すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。
  - 時間を守る習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導等の授業規律を徹底させる。
  - 教師の言動・態度に気をつけ、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。
  - 「いじめは絶対に許さない」という姿勢を日頃より示し、些細なことでも見逃さずに指導につなげるようにする。
  
- (2) 主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を児童全員が感じとれる「絆づくり」を進める。
  - 道徳、体験活動を充実させ、「思いやり」「生命尊重」の気持ちの育成を図る。
  - 児童会活動・学級活動を通し、よりよい人間関係を築く力や集団（社会）の一員としての望ましい態度が育まれるようにする。また、いじめ防止に向けた自主的な活動を促す。
  - 生活科・縦割り活動・クラブ活動等により「異年齢交流」を促し、年長者側の児童全員が「世話をした」「世話ができた」という充実感を持たせる。

#### 5 早期発見の取組

学校がどんなに未然防止に取り組んでいても、完全にいじめの発生を防ぐことができない。しかし、早期発見が重大ないじめの発生を防ぎ、早期解決につながることを考える。そこで定期的なアンケート調査や日常的な行動観察などにより、児童がいじめを訴えやすい体制を整えることとする。

○いじめの早期発見のための手立て

- (1) 児童に寄り添い、児童と共にある時間を増やすことによる児童理解の促進、信頼関係の構築
- (2) 日常的な行動観察
- (3) 定期的なアンケート調査の実施と追跡調査（追加）
- (4) 気になる児童への個人面談の実施

- (5) 友人関係を通じての情報収集
- (6) 保護者からの相談
- (7) 地域からの情報

## 6 いじめへの対処

### (1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には担任が抱え込まず、組織的対応を行うために速やかにいじめ対策委員会を開催し、対応策を協議する。それにより被害児童及び通報した児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。更に、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。

### (2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ①遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- ②いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- ③発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、管理職に報告・連絡・相談する。
- ④担任等を中心に速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ⑤いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会の招集し、直ちに情報を共有する。対応を協議し、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、警察署と相談して対処する。
- ⑦児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (3) いじめられた児童又はその保護者への支援

- ①児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ②いじめの確認後、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。
- ②複数の教職員の協力の下、当該児童の観察を行うなどいじめられた児童の安全を確保する。
- ③いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

- ④いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめた児童を別室で指導することとしたり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。
- ⑤状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ⑥いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、定期的に追跡調査を行う
  - いじめが解消されたとする場合は以下のア、イ
  - ア いじめに係る行為が止んでいること
    - いじめが止んでいる状態が少なくとも3か月は継続しているかを確認する。
  - イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと
    - 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを被害児童生徒及びその保護者に面談等により確認する。

#### (4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

- ①いじめがあったことが確認された場合、いじめ対策委員会の決定に従い、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。その際、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ②事実関係確認後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③いじめた児童への指導に当たっては、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
- ④児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して対応を行う。
- ⑤出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して適切に懲戒を加えることも考える。

#### (5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせ、たとえいじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ②はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- ③学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

(6) インターネット上のいじめへの対応

- ①インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ②こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。  
なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ③保護者に対し、携帯電話を持つこと、持たせることのリスクを理解するための研修等を計画し実施する。
- ④児童が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。

## 7 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ・いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素より全職員で国母小学校いじめ対策基本方針の共通理解を図る。
- ・生徒指導上の必要な記録は、児童の進学・進級や転学に当たって適切に引き継いだり情報提供したりできる体制をとる。
- ・いじめの様子や対応については、統一の書式に記録し、生徒指導主任が保存する。

(2) 校内研修の充実

- ・全ての教職員の共通認識を図るため、少なくとも年に一回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。
- ・いじめをふせぐために、いじめについて子どもたち自身が深く考えられるような道徳教育の充実を図る。

(3) 校務の効率化

- ・教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務の効率化を図る。

(4) 地域や家庭との連携について

- ・学校基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問や学校通信などを通じて家庭との緊密な連携協力を図る。

制定 平成26年4月  
改定 平成31年3月  
改定 令和3年4月